

【土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進（重要）】

指標① 土砂災害警戒区域（等）の指定にかかる基礎調査箇所数

（１）指標の考え方

静岡県では、土砂災害防止法（平成13年施行）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めている。

警戒区域を指定することにより、住民等に土砂災害のおそれのある区域を周知するとともに、市町においては警戒避難体制の整備が図られ、また特別警戒区域においては、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制を行うことで、土砂災害防止対策の推進を図っている。

法では、都道府県に区域指定等に必要な基礎調査の実施を義務付けており、本県では平成13年度より基礎調査を実施している。このため、土砂災害警戒区域（等）の指定にかかる基礎調査箇所数を指標として設定した。

（２）指標の対象

すべての土砂災害危険箇所（18,581箇所）を対象としている。

（３）指標の達成状況

平成29年度末の中間実績値は94.0%であり、目標値（91.5%）を達成した。

計画の成果目標	定量的指標				
	H27当初	H29末中間目標	H31末最終目標	H29末中間実績	達成率(H29末中間)
土砂災害警戒区域(等)の指定にかかる基礎調査箇所数	81.8% (15,193/18,581)	91.5% (17,000/18,581)	100.0% (18,581/18,581)	94.0% (17,457/18,581)	102.7%

[基礎調査箇所数／土砂災害危険箇所数（18,581箇所）]

指標② 土砂災害警戒区域の指定数（推計）

（１）指標の考え方

静岡県では、土砂災害防止法（平成13年施行）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めている。

警戒区域を指定することにより、住民等に土砂災害のおそれのある区域を周知するとともに、市町においては警戒避難体制の整備が図られ、また特別警戒区域においては、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制を行うことで、土砂災害防止対策の推進を図っている。

本県では平成16年度より区域指定を行っており、土砂災害警戒区域の指定数（推計）を指標として設定した。

（２）指標の対象

すべての土砂災害危険箇所（18,581箇所）を対象としている。

（３）指標の達成状況

平成29年度末の中間実績値は83.0%であり、目標値（81.8%）を達成した。

計画の成果目標	定量的指標				
	H27当初	H29末中間目標	H31末最終目標	H29末中間実績	達成率(H29末中間)
土砂災害警戒区域の指定数(推計)	64.6% (12,000/18,581)	81.8% (15,193/18,581)	100.0% (18,581/18,581)	83.0% (15,418/18,581)	101.5%

[指定区域数／土砂災害危険箇所数（18,581箇所）]

(4) 指標に関連する実施事例

1-A (基礎調査)

総合流域防災事業 (基礎調査)

(静岡県)

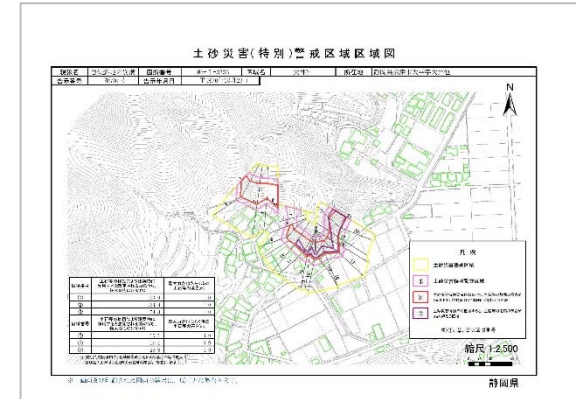
●基礎調査



●住民説明会

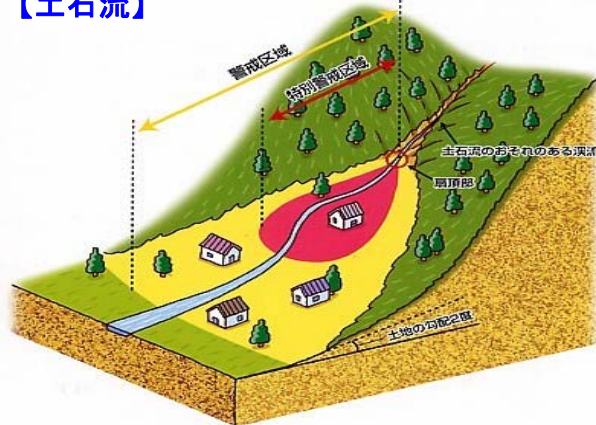


●区域指定

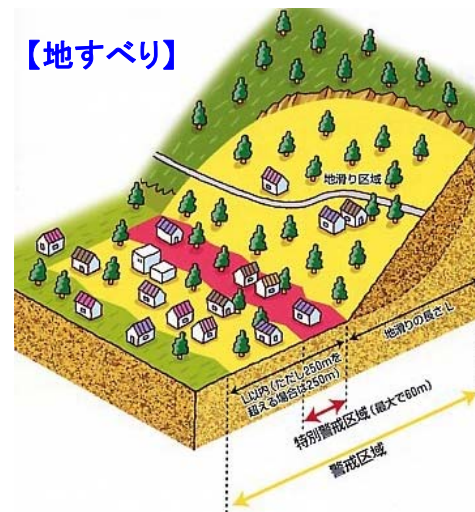


●参考 (区域設定)

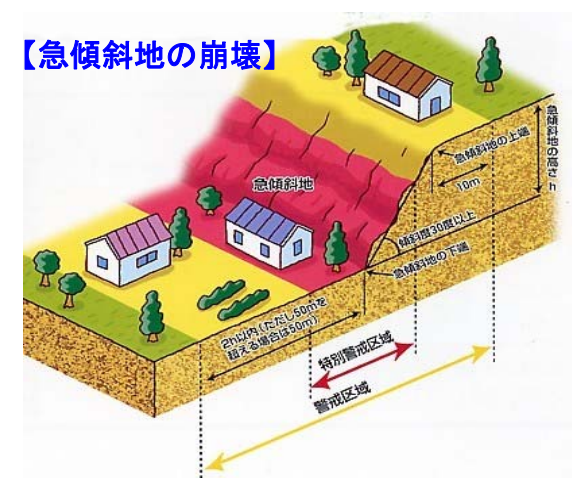
【土石流】



【地すべり】



【急傾斜地の崩壊】



(5) 今後の方針

引き続き、基礎調査を実施し、平成31年度末までの区域指定完了を目指す。